

# 議会答弁実録

会期： 平成 20 年 2 月予算特別委員会 会派： 05 自民  
日程： 2008/03/14 質問者： 石橋 良三  
発言順： 15 午後 1 番 質問番号： 2-(1)  
担当部局： 15 地域振興部 答弁者： 20 地域振興部長

タイトル： 「自治基本条例」について

問：

平成 12 年の地方分権一括法の施行を契機に、地方自治体により広い裁量権が認められると共に、自己責任の自覚が求められる中、北海道ニセコ町で制定された「まちづくり基本条例」を皮切りに、現在、140 余りの自治体において、「自治基本条例」なるものが制定されている。

本県においても、三次市と神石高原町において、類似の条例が制定されている。

県政や市政などに住民の声を反映させることは、当然必要なことであり、首長や議員はそのために選挙で選ばれるのである。

ところが、自治体によっては、住民に関する定義が曖昧なため、国法を逸脱する形で、様々な権利を認めているものがあり、例えば、「住民投票」である。

これは一種の「直接民主制」であり、様々な問題を有していると私は考える。

住民投票を制度化している自治体、例えば神奈川県大和市の自治基本条例においては、

- 16 歳以上の住民や、
- 市内で働くものの住居を有してない者
- 憲法でいう主権在民の対象ではない外国人

など、その自治体において、法律上参政権のない者に対して、投票資格を与えているものがある。

これは明らかに、自治体の枠組みそのものを破壊しかねない問題をはらんでおり、まことに危険な条例であると思わざるを得ない。

また、身近なものでは、神石高原町の「人と自然が輝くまちづくり条例」においても、「住民自治組織」の曖昧な定義やその取扱いに、問題が多々見受けられる。

自治体運営の枠組みである条例は、あくまで「法律の範囲内」で制定されるべきものと考えてるが、住民の定義及び本県の「自治基本条例」に対する認識について、地域振興部長に伺う。

答：

まず、住民の定義でございますが、これは、地方自治法第 10 条におきまして、「市町村の区域内に住所を有するものは、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と規定され、自然人と法人を含み、国籍の如何を問わないこととされております。

次に、「自治基本条例」につきましては、近年の地方分権の取組の中で、地方自治体が、住民参加や独自のまちづくりを進めていくために、その理念や仕組みなどを定めるもので、これまでいくつかの自治体で制定されております。

こうした自治基本条例は、各自治体の判断により制定されるものでありますが、法令に違反しない限りにおいて、選挙により選ばれた長と議会による、意思や政策決定を基本としながら、制定されるのが適切であると考えております。